

(別紙) 特定事業の種類及び要件

| 分野 | 特定事業 | 要件 |
|------|---|------|
| 保育 | 都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例 〔法第 20 条の 2 関係〕 | 別添 1 |
| 在留資格 | 在留期間に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例 〔法務省関係共同命令〕 | 別添 2 |

《凡例》

法 : 国家戦略特別区域法

法務省関係共同命令 : 法務省関係国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添 1 及び 2 のシートにおいて記載する要件のほか、法第 7 条第 2 項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添 1)

都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例（都市公園占用保育所等施設設置事業）
〔法第 20 条の 2 関係〕

【要件】

- ①当該事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②施行令第 24 条で定める社会福祉施設を設置しようとするものであること。
- ③当該事業を実施した場合に、施行令第 25 条で定める技術的基準に適合すると見込まれること。

(別添2)

在留期間に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例（国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業）〔法務省関係共同命令〕

【要件】

- ① 当該事業の実施機関が、国家戦略特別区域内にあること。
- ② 当該事業の実施に携わる機関が、関係地方公共団体から指定を受けることが見込まれること。